

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要
(令和4年5月17日公布／環境省令第17号)

令和4年5月
環境省水・大気環境局水環境課

1. 改正の背景

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条により環境省令で定めることとされている有害物質及びその他の項目ごとの排水基準については、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）により定めている。
- ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の一般排水基準については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成13年環境省令第21号）により設定された。その際、同令の附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（40業種）に対し、3年間の暫定措置として暫定排水基準が設定された。その後、3年ごとに暫定排水基準の見直しが行われ、現在は11業種の工場・事業場に対して暫定排水基準が設定されている。
- 現行の暫定排水基準は令和4年6月30日をもって適用期限を迎えることから、適用期限後の措置について中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第4回）において審議した結果、上記11業種のうち8業種については令和7年6月30日まで適用期限を延長し、2業種（旅館業及び下水道業）については適用期限を当分の間延長することとされた（他1業種（酸化コバルト製造業）は一般排水基準へ移行）。

2. 改正の内容

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成13年環境省令第21号）の附則及び附則別表を改正し、業種ごとに現行の暫定排水基準の廃止及び延長の措置を定めるものである。

3. スケジュール

令和4年7月1日：施行